【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（理事の任期等）

**第百二条の二十五**　理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

２　理事は、二回に限り再任されることができる。

３　理事は、総会において、会員の過半数が出席し、出席した会員の五分の四以上に当たる多数による決議をもつて同意を与えた場合でなければ解任されない。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（理事の任期等）

第百二条の二十五　理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

２　理事は、二回に限り再任されることができる。

３　理事は、総会において、会員の過半数が出席し、出席した会員の五分の四以上に当たる多数による決議をもつて同意を与えた場合でなければ解任されない。

（改正前）

（新設）